上記の交付要綱に基づき県が定めた要綱等によれば、補助事業を実施する民間団体等が補助事業により取得するなどした財産のうち、取得価格等が50万円以上の機械、器具、備品等は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡等してはならない財産(以下「処分制限財産」という。)とされている。そして、民間団体等は、知事が定めた処分制限期間内に処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととされている。また、県は、民間団体等が処分制限期間内に有償で譲渡を行う場合には、処分制限財産に係る国庫補助金の額を上限として、譲渡額に補助率を乗ずるなどして得た額の納付を受け、同額を国庫納付する取扱いとしている。

事業主体は、富岡町に所在する営業所において帰還困難区域における住宅等の解体及び除染に係る業務を行うために、中古の4トンアームロール車等を取得する事業を事業費7,133,600円(補助対象事業費6,394,600円)で実施したとする実績報告書を令和3年2月に県に提出して、これにより国庫補助金4,263,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記業務の受注がなくなったとして4年6月に上記の営業所を廃止しており、これに伴い、取得した処分制限財産のうち2年11月に取得した4トンアームロール車について、4年10月までの2年の処分制限期間内であったにもかかわらず、同年6月に、知事の承認を受けることなく、有償で他の業者へ譲渡(譲渡額3,000,000円)していた。

したがって、事業主体が知事の承認を受けずに無断で譲渡していた4トンアームロール車の譲渡額3,000,000円に係る国庫補助金相当額1,999,968円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの

(令和8年10月23日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文は、438ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

(2) レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

(令和8年10月21日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに適宜の処置を要求し及び意見を表示したものの全文は、447ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)